

## 基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

### 《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

### (1) 7-1の事実の説明（現状）

本法人の管理運営は、「学校法人日本工業大学寄附行為」「管理運営規程」に基づいて行われている。役員（理事・監事）、評議員の選任およびその職務・任期、理事会、評議員会の構成等は「学校法人日本工業大学寄附行為」により、また法人全体の組織、分掌等については「管理運営規程」に定めている。

#### 【寄附行為】 抜粋

(役員) 第5条 この法人には、左の定数の役員を置く。

(1) 理事 15人

(2) 監事 3人

(理事の選任) 第10条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 日本工業大学駒場高等学校長

(2) 日本工業大学学長

(3) 評議員のうちから評議員会において選出した者 9名

(4) 学識経験者のうちから理事会において選出した者 4名

2 第1号から第3号の理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任) 第11条 監事は理事会において選出された候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

その他、本法人が経営する各学校（日本工業大学、日本工業大学駒場中学校、日本工業大学駒場高等学校、日本工業大学専門学校）の幹部職員人事について定める「人事委員会規程」と資産の運用および管理について定める「財務委員会規程」がある。

理事長は、「寄附行為」第6条により「本法人を代表し、その業務を総理する」また第8条に「理事長たる理事以外の理事は、総てこの学校法人の業務について代表しない」旨定められ、本法人においては唯一代表権を持っている。監事（3名）は、常勤ではないが毎回の理事会並びに評議員会に出席し、業務および財産の状況に対して意見を述べるとともに法人が経営する各学校において業務監査および会計監査を行う。理事会は、理事（現行14名（内7名外部理事）で定数は15名）により年10回開催され、「寄附行為」第7条に則した職務を適切なタイミングで行える運営体制となっている。また、評議員

会は、評議員（現行 33 名（内 13 名外部評議員）で定数 31 名から 42 名）により寄附行為第 18 条に則して、予算、事業計画等の決定に当たり諮問機関としての職務を適切に行っている。理事、監事、評議員ともに出席状況は良く、欠席は少数である。また、人事委員会は、理事 9 名で構成され、法人経営の各学校の幹部人事（学長、副学長、校長、教頭、各部長）を審議し理事長に答申する。財務委員会は、学園全体の資産運用及び管理に関する審議をする目的で理事長を含む理事若干名で構成されている。

大学と理事会の連携運営組織体制は図 7-1-1 に示す。

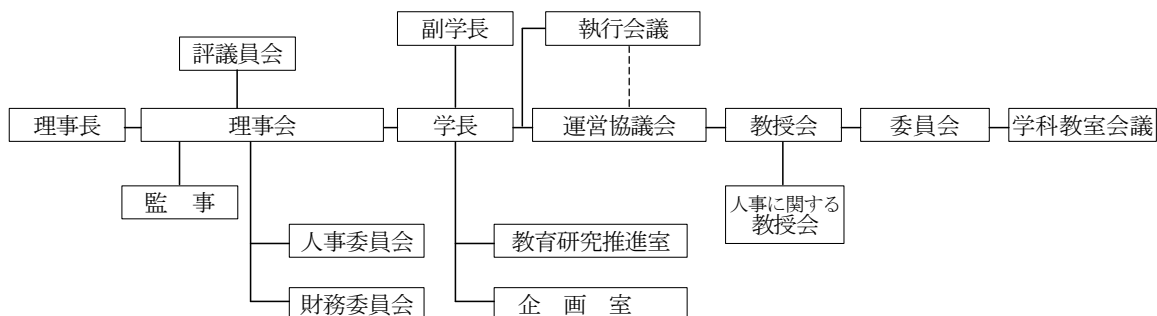


図 7-1-1 大学と理事会の連携運営組織体制

大学の運営全般に関する諸事項を執行する目的をもつ機関である執行会議（「執行会議規程」参照）は、学長、副学長（教務部長兼務）が理事であり総務部長、財務部長が常務理事であることから「大学内理事会」的な性格を有している。この執行会議で審議した方針が、運営協議会、教授会、委員会、学科教室会議に諮られて理事会で決定するプロセスと学科教室会議、委員会で審議された事項が、部長等を通じて執行会議に上程され、その方針に基づき運営協議会、教授会、理事会で決定するプロセスのいずれかのプロセスを経る運営組織体制（図 7-1-1）となっている。

経営に直接係る事項については、理事会から学長を経て大学への場合、また、執行会議での審議・決定事項が直接理事会に上程され、法人の意思として教授会・運営協議会等に報告される場合もあるが、大部分は上記 2 つのプロセスで行われる。事務局の意見は、執行会議、運営協議会、理事会の決定プロセスの中で事務局の部長（総務部長と財務部長）により反映される。事務局内は、毎週 1 回開催の「部課長連絡会議」より、提案事項の審議、情報の共有化を行っている。

## （2）7-1 の自己評価

大学の目的を達成するために、大学および理事会、評議員会の管理運営体制は整備され、適切に機能している。また、管理運営に係る役員等の選考や採用に関する規程は「学校法人日本工業大学寄附行為」に則して、適切に行われ機能している。

大学の管理運営体制の中核である執行会議、運営協議会等の運営組織は、構成員の選考やそれぞれの目的・任務等が明確に定められ、規程に則し適切に行われ機能している。とくに、執行会議、運営協議会（月 2 回から 3 回開催）の議長は学長が務め、大学管理運営全般に対して、自らリーダーシップを発揮できる体制となっていると評価している。

### **(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）**

社会から厳しく経営の透明性が求められるなか、理事会、評議員会、大学はあるべき管理運営体制をさらに模索し、改善すべきは改めていく。

## **7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。**

### **《7-2の視点》**

#### **7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。**

##### **(1) 7-2の事実の説明（現状）**

理事会の理事構成数は15名で、その内大学の教学部門から学長、副学長（教務部長兼務）、管理部門からは総務部長、財務部長の4名が法人の意思決定に理事として直接参画している。とくに学長は「寄附行為」第10条により「理事会の構成員」となることが定められ、また理事会は、大学の教学（教育・研究）に係る権限と責任を学長に委譲しており、教学部門の意思が理事会に反映できる仕組みとなっている。また、理事会のもとにある「人事委員会」「財務委員会」は大学4名の理事のいずれかが構成メンバーになっている。

本学における管理部門と教学部門の連携の要は、執行会議ならびに運営協議会となっている。教学部門の代表である学長が、管理部門と毎週行われる執行会議等で調整・連携し、その後教授会等での種々の審議を経た上で学内の決定プロセスに則して決定して、教学運営を行っている。教授会では管理部門から総務部長、財務部長が教授会に毎回出席し、事案により必要な説明等を行って連携をはかっている。また、総務部長、財務部長が執行会議のメンバーであることから、管理部門の意向も教学部門に十分に反映されている。管理部門内での情報共有方法は、毎週1回開催される「部課長連絡会議」により総務部長から理事会の決定事項、方針等が報告されるとともに、各部課からの改善提案や報告事項は、部課間の調整を踏まえた（教学と管理部課の連携）案件として総務部長、財務部長から執行会議へ上程または報告され、その結果は各部課の会議に下達される仕組みであり、法人全体と大学の情報は、専任・非専任職員に周知されている。

##### **(2) 7-2の自己評価**

理事会（管理部門）と大学（教学部門）の連携は、適切に行われている。現学長は、副理事長を兼務しているが大学の教学部門の代表として、教授会等の決定、意向を尊重し、理事会の構成員として意思決定に参画し機能している。

大学の管理部門と教学部門の連携は、執行会議の場で十分な調整が行われ、適切に行われている。

##### **(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）**

理事会と大学また大学内の管理部門と教学部門の連携とも適切に機能しているので今後とも充実させていく。将来計画として、大学の管理部門を強化するため、事務局長制度の検討が必要と認識している。

### 7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

#### 《7-3の視点》

- 7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。
- 7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

#### (1) 7-3の事実の説明（現状）

「学校教育法」第109条の規定による自己点検・評価活動は、「学則」及び「自己点検・自己評価規程」に基づき、7年毎（専門職大学院は5年毎）に行う旨定めている。実施の体制は、法人（理事会）に設置される「自己点検運営委員会」のもと、大学には、「自己点検運営委員会大学部会」および「自己点検実施委員会」を設置して行っている。平成15(2003)年に（財）大学基準協会の相互評価を受審し、その判定結果は『適合』であったが、その際求められた指摘事項や点検・評価の過程で本学自らが抽出した改善すべき課題に関しては、今日に至るまで執行会議において検討・改善をはかってきた。具体的には、以下に示すように管理運営組織体制に係る規程の制定や教育・研究を活性化する組織規程等の整備を行い、可能な限り大学運営に活かしてきた。

- ・工学部全学科の収容定員に対する在籍学生数比率の適正化は、全学科とも1.2倍未満を目標に暫時改善している。
- ・図書座席数は、新たにLCセンターを建設して、542席を増やした。
- ・入学時の英語、数学等の基礎学力の不十分さと多様性を持たせた教育と最先端の教育の両立の困難さに対しては、組織的に取り組むこととし「融合科目」の開発、「工学発展コース」と「工学集中コース」の導入、学修支援センター新設（平成17(2005)年度）、英語教育センター新設（平成18(2006)年度）で対応をはかった。
- ・実質的な国際的学術交流の実施は、総務部に平成17(2005)年5月から国際交流課を新設し、各提携校との具体的な学術交流を進め、博士の学位を10名以上の留学生に授与する結果に結びついた。
- ・大学院の教育研究体制の組織的な整備としては、教育研究推進室規程（平成16(2004)年10月）と大学院教育研究推進室規程（平成19(2007)年4月）を制定して体制の整備をはかった。
- ・共同研究等の規程や倫理規程の整備については、共同研究取扱規程（平成9(1997)年6月）、研究費等の使用ルール（平成19(2007)年度）、予算執行の不正防止に関する管理・監査体制規程（平成19(2007)年10月）、不正防止計画委員会規程（平成19(2007)年10月）、内部監査室規程（平成19(2007)年10月）を制定した。
- ・科学研究費補助金の申請件数の増加対策は、教育研究推進室の設置により申請件数が10件以上増加し採択率も向上した(平成17(2005)～平成19(2007)年度)。
- ・図書館及び図書資料等の学内外への情報発信の活性化は、LCセンターの新設により対応をはかった。
- ・中途退学者への組織的な学生支援体制の整備は、学修支援センターの新設、学生相談室の充実、出欠管理の導入により対応した。

- ・セクシュアル・ハラスメントに係る規程等の周知は「セクシュアル・ハラスメント防止の手引き」を配布するとともに学生便覧へ掲載した。
- ・専門カウンセラーの増員は、臨床心理士2名を増員した。
- ・管理運営についての規程整備は、次の規程を制定または改正して対応した。

執行会議規程（平成16(2004)年10月）制定

運営協議会規程（平成16(2004)年10月）制定

教育改革委員会規程（平成16(2004)年10月）制定

研究推進委員会規程（平成16(2004)年10月）制定

紀要委員会規程（平成16(2004)年10月）制定

企画室規程（平成16(2004)年10月）制定

図書委員会規程（平成19(2007)年10月）改正

教務委員会規程（平成17(2005)年10月）制定

入試委員会規程（平成17(2005)年10月）制定

カレッジライフ支援委員会規程（平成17(2005)年10月）制定

キャリア支援委員会規程（平成17(2005)年10月）制定

大学院幹事会規程（平成19(2007)年4月）制定

また、相互評価の判定結果及び是正改善報告については、本学ホームページにより積極的に公開した。

その他、教員の1年間の教育・研究活動の改善および水準の向上をはかるため作成・公表してきた「年次要覧」は、昭和52(1977)年から現在まで年1回発行してきた。教員同士の教育・研究の理解を深めるほか、学生が卒業研究の研究室を選ぶ際の資料としても活用されている。同じく、「日本工業大学研究報告」は紀要委員会編集により年4回発行され公表している。そこには各教員の論文のみならず、学内外から獲得した研究費による論文等、海外研修報告、教学組織（各学科・センター等）の活動報告を掲載し、本学の教育・研究活動の全体が容易に分かるように工夫をしている。

## （2）7-3の自己評価

平成15(2003)年の相互評価以降は、国際環境規格ISO14001の更新審査以外の外部評価は受審していない。また、「学校教育法」第109条の規定による認証評価機関からの受審は、今回が初めてである。前述の「現状」に述べたように、自己点検・評価の結果である多くの指摘事項は、公開するとともに大学の運営に反映すべく執行会議において検討し、学内の決定プロセスのなかで堅実にかつ具体的に対応してきた。かなりの部分は改善され本学の運営に反映されたと評価している。

教育研究活動の改善および水準の向上をはかるための自己点検・評価活動の一つである「年次要覧」の発行は、公開し活性化に繋がっている。

## （3）7-3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究活動については、「年次要覧」を大幅に見直し、教育研究業績書として①研究に関する業績、②教育に関する業績、③大学運営に関する業績に分け、より詳細なものにする。これらは、将来的には各教員の評価に繋がるものと捉えている。

また、今回の認証評価に当たり求められた指定のデータ等は、本学独自のデータを加えデータベース化し、それを基にしてより迅速に教学・管理運営へ反映できる体制を構築する。

様々な自己点検・評価活動結果の公表は、本学のホームページ、新聞や学内外の雑誌等の形で積極的に行う。

### **【基準7の自己評価】**

大学の目的を達成するために理事会および大学の管理運営体制は整備され適切に機能している。また、管理部門と教学部門の連携と機能分担は適切に機能している。

様々な自己点検・評価活動の結果は、確実に運営へ反映してきた。また、その結果もホームページ等により学内外に公表した。

### **【基準7の改善・向上方策（将来計画）】**

理事会、大学共にあるべき管理運営体制をさらに模索し、改善すべきは改めていく。大学の管理部門を強化するため、事務局長制度の検討が必要と認識している。自己点検・評価活動については、執行会議においてあらゆる側面について検討し実施しているが、さらに組織的に行うため「自己点検・評価活動」の対象となる項目（データ）を定め、その項目（データ）を基に、点検・評価を実行し運営に反映させる仕組みを作る。また、すべての分野において積極的な情報公開を進める。